

ニュースワード解説   /   女性活躍推進法

女性が十分に能力を発揮できる職場環境の改善を目的に 2016 年に施行されました。「管理職に占める女性の割合を 30%以上にする」などの行動計画の策定・公表や、男女の賃金の差異（必須）、男女別の育児休業取得率（選択）などの情報公表を従業員 300 人超の企業に義務付けています。25 年度末に迎える法律の期限の 10 年間の延長や、賃金差異公表の義務付け対象を 100 人超～300 人以下の企業に広げる見直しが検討されています。

「海員だより」